

## 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会が開設する志布志市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、介護保険法の理念に基づくと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合その可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

2 事業所は、被保険者の要介護認定に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。

また、被保険者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行う。

3 事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事務所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し努める。

4 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行う。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

(2) 所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志3222番地1

### (実施主体)

第4条 事業所の実施主体は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とする。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（事務局長が兼務）

管理者は、事業所の管理及び職務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、支援の提供を行う。

(3) 事務職員 1名（兼務）

必要な事務を行う。

(4) 職員の資質向上を図るために研修を確保する。

(5) 職員が常に健康保持、健康状態については必要な処置を行う。

(営業日、営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を休日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援事業所の提供方法)

第7条 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証明させる書類を携行させ初回訪問時または、利用者から求められたときはこれを提示すべき旨を指導する。

2 事業所は、被保険者の介護認定の確認及び申請代行、その者の提示する被保険者証の確認を行う。

また、要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確かめる。

3 介護認定における市町村の委託調査については、調査の留意事項に精通し、公平、中立で正確な調査が行われる事業であること。

4 事業所は、市内の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。

5 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援をする。

6 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保健サービス・福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

7 事業所は、不当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

- (1) 正当な理由とは、介護保険法第24条2項に規程する介護給付等対象サービス利用に関する指示に従わないとき。
- (2) 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受けたとき。また、受けようとしたとき。
- (3) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を当該市町村に通知する。

(指定居宅介護支援事業の内容)

第8条 指定居宅介護支援事業所の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

ア 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

イ 作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定居宅

サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにする。

ウ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

エ 介護支援専門員は、事業所の会議室または必要に応じて利用者の居宅等においてサービスの希望並びに利用者についての把握された課題に基づき当該地域における介護給付費等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

なお、居宅サービス計画作成に当たっては、「居宅サービス計画ガイドライン」等を利用し、介護給付対象サービス以外にも、市の保険医療サービスや福祉サービス、地域のボランティアサービス等の利用も含めて位置付けるように努める。

オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた担当者から、会議の招集、照合等により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

カ 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。

(1) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い利用者の課題把握を必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

(2) 介護保険施設の紹介等

ア 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスが困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜提供を行う。

イ 介護支援専門員は、介護保健施設から退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう居宅計画の作成等の援助を行う。

(3) 医療との連携

ア 介護支援専門員は、利用者が医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治医の意見を求める。

イ 居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合には、医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行う。

ウ 医療サービス以外の介護サービスについての主治医の留意事項があればそれを尊重して行う。

(利用料、その他の費用の額)

第9条 事業所は、居宅サービス計画を作成した場合の利用料の額は、構成労働大臣が定める基準によるものとし、法的代理受領サービスであるときは利用者からは徴収を行わない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域については、志布志市の区域とする。

(指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針)

第11条 指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針は、次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等の連絡調整その手の便宜の提供を行うものとする。
- (4) 介護支援専門員は、前号に規程する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
  - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
  - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
  - ウ 居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合には、その妥当性について検討し、利用が必要な理由を当該計画に記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して貸与を受ける必要がある場合はその理由を居宅サービス計画に記載する。
- (5) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - ア 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合
  - イ 要介護認定を受けている利用者が法律第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が法律第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合。
  - ウ 要介護認定を受けている利用者が法律第29条第1項に規定する要介護状態

## 区分の変更の認定を受けた場合

### (秘密保持)

第12条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、介護支援専門員やその他の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

### (個人情報の保護)

第13条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令、ガイドライン及び事業所個人情報規定等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2 また、個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

### (苦情処理)

第14条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法律第23条に規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 事業者は、自ら居宅サービス計画に位置付けた法律第41条第1項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

6 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国保連が行う法律第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 事業所は、国保連からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国保連に報告するものとする。

### (事故発生時の対応)

第15条 介護支援専門員やその他の職員は、指定居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(会計の区分)

第16条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。

(掲 示)

第17条 事業所の運営規定の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見えやすい場所に掲示する。

(記録の保持)

第18条 事業所には、設備、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。

(禁止事項)

第19条 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要又は、当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、毎月市町村に対し、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類を提出しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 職員が常に健康を保持、健康状態については必要な処置を行う。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年1月4日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月1日から適用する。

この規程は、平成30年2月15日から適用する。

(運営規程名称、第1条(目的)、第3条(事業所の名称等)第1項、第16条(会計の区分)、第18条(記録の保持)の変更